

墨田区行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則
を公布する。

令和8年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第18号

墨田区行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

墨田区行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則（平成17年墨田区規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「する電子署名」の次に「及び地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。